

社会福祉 あきた

NO.
357
2020.11.12



「eスポーツに挑戦!」(秋田市)
写真提供:障がい者支援施設ほくと
(詳しくはP10へ)

特集

P2 I 優良社協表彰受賞 大仙市社会福祉協議会
「結いっこサービス」～現状とこれから～

P4 II 県社協の動き

P8 秋田県福祉施設経営指導センターからのお知らせ

P9 職場体験事業のご案内

P10 “職場紹介リレー”障がい者支援施設ほくと(秋田市)
皆様の善意

P12 じぶんの町を良くするしくみ。赤い羽根共同募金



ふれあいネットワーク

社会福祉
法 人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

特集Ⅰ

優良社協表彰受賞 大仙市社会福祉協議会

「結いっこサービス」～現状とこれから～

大仙市社協では長年、住民同士の助け合い・支え合いを基盤とした結いっこサービスを通して、地域福祉の推進に取り組んできました。

その功績により、「秋田県社会福祉協議会会長表彰(優良社会福祉協議会部門)」の受賞が決定しました。

本来であれば秋田県社会福祉大会における表彰後、実践発表をしていただくところですが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により大会を中止したため、本誌面でその活動を紹介します。

〈結いっこサービスの歩み(平成22年から現在まで)〉

H22.	1	大仙市が国のモデル事業の「地域福祉推進市町村」に選定
	2	第1回結いっこサポーター養成講座を開催
	3	大曲地域をモデル地域として先行開始
	4	西仙北地域をモデル地域に指定
H23.	4	実施地域を全市に拡大
H24.	3	国のモデル事業終了
H24.	4	自主事業としてサービス内容を変更して実施
H27.10		「買い物同行」「買い物ツアー」を追加
H31.	4	毎月「買い物ツアー」を利用可能に変更



大仙市社協地域福祉推進
マスコットキャラクター

結いっこサービスは、大仙市からの委託により、要援護対象者の把握や見守り活動、住民や関係機関との協働・連携に取り組む事業としてスタートしました。

サービス内容の変化

平成22年の開始当初、結いっこサービスの内容は、結いっこサポーターが利用者宅を訪問し、話し相手や生活相談、代筆・代読、室内のちょっとした手伝いや買い物支援を行う契約訪問(1時間程度)と、定期的な声かけ訪問を行う巡回訪問(10～20分程度)の2種類がありました。対象者は、高齢の単身世帯、高齢者のみの世帯、障がいをもつ単身世帯等です。

平成23年度末でモデル事業が終了し、平成24年4月からの自主事業としての実施を契機に、それまでの状況やニーズに応じてサービス内容を変更し、巡回訪問を廃止して契約訪問のみとしました。

利用料は1時間当たり200円、また、利用者のニーズにより、利用時間を2時間まで延長可能としました。対象者は要支援2以下の方とし、家族の仕事などで日中一人になる高齢者へも拡大しました。結いっこサポーターの活動費も、1時間当たり500円としました。

結いっこサポーター

サポーターの活動を支援するた

結いっこサポーターになるためには

地域福祉活動サポーター養成講座(5日間)
+
結いっこサポーター養成講座(2日間)

計7日間 受講する必要がある。

さらに、フォローアップ研修会(年1回)、
サポーター交流会(年1回)開催

結いっこサポーター登録者数(令和元年度末現在)

男性	女性	計
15名	90名	105名

※30代～80代までの
方々が活躍中です。

め実施する「フォローアップ研修会」では、新たな福祉制度や認知症などについて学んでいます。
また、地域ごとにサポーターが集まり意見交換やグループワークを行う「サポーター交流会」も開催し、サポーター同士で悩みを相談したり意見交換したりすることで、普段抱えている不安を解消する機会としています。

見えてきた課題

課題① 買い物支援

当初、「買い物支援」は宅配サ

ビスの手続き代行のみでしたが、「直接商品を見て買い物をしたい」というニーズとのずれがありました。

そのため、サービス内容を見直し、公共交通機関等を利用してサポーターが付き添いをする「買い物同行」や、社協の公用車によるスーパードや金融機関への送迎、施設内での同行支援を行う「買い物ツアー」を平成27年10月から買い物支援の内容に追加しました。

買い物ツアーは2か月に1回の実施でしたが、平成31年4月からは毎月1回の利用を可能にしました。

普段の結いっこサービスは、利用者とサポーターとの一対一の対話の機会になりますが、買い物ツアーでは複数の利用者が参加するため、買い物のほか、利用者同士の交流も楽しみになっています。

課題② 地域による利用者数の差

大仙市内でも都市部の大曲地域では利用者数の増加がみられます。しかし、山間部の地域では利用を希望する方は少なくなっています。

これは、山間部では昔ながらの地域のつながりがあるため、話し相手などのニーズがほとんどないということが関係していると考えられます。

「地域のつながりができている」ということは、理想的なことであり、そこに無理にサービスが介入する必要はないものの、結いっこサポーターとして登録しても活動の機会がないサポーターが増えてしまうという問題がありました。

そこで、地域毎の活動だけではなく、地域を超えての活動や、結いっこサービス以外のボランティア活動にも協力していただきました。そうすることでサポーター自身も活動の幅が広がり、地域福祉を推進していく上で貴重な社会資源として活躍していただいています。

課題③ 連携の重要性

結いっこサービスを利用されている方からは「目が不自由なので新聞を代読してもらったり書類への記入をしてもらい助かっている」「サポーターに不安や悩みを聞いてもらい、スッキリした」「サポーターとお話ししながら服や靴な

ど買い物ができて楽しい」との声が聞かれています。

サービスを行う中では様々なトラブルがありました。その都度、利用者の声を傾聴し、サポーターの相談を受けてきました。

しかし、社協職員だけでは解決できないことも多く、家族や近隣、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの関係機関との連携は欠かすことができません。

そのため、日ごろから家族や関係機関と情報を共有し、必要であればサポーターを含む関係者の連絡会を開催しています。



サポーター交流会の様子

強みを生かして

現在登録している105名の結

いっこサポーターは様々な職業、経験をされてきた方々であり、利用者とのマッチングも重要です。

利用者と結いっこサポーターの双方と常にコミュニケーションをとりながら、利用しやすく、サポーターが活動しやすいサービスを目指していく必要があります。

結いっこサービスは、大仙市社協独自のサービスであり、ニーズに応じて柔軟にサービス内容を変えられることが強みの一つです。

現在、コロナ禍で家に引きこもりがちが高齢者が増えており、孤立することが不安視されています。今後は、豊かな経験を持つ結いっこサポーターとともに、結いっこサービスが孤立化を防ぐきっかけとなるよう更に地域に浸透させたいと思います。



買い物ツアーの様子

特集Ⅱ

県社協の動き

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の本会事業の一部には延期や内容変更等の影響が出ておりますが、新たに実施している事業や取り組みもあります。

そこで、本会の直近の取り組みを紹介します。

NEW

高齢者が活躍する場づくり支援事業

本会では、令和元年度に、老人福祉事業拡充のために使用することを条件に遺贈を受けました。その寄附金を活用して、今年度から「高齢者が活躍する場づくり支援事業」を実施しています。

この事業で今年度実施するのは、次の3項目です。

(1) 高齢者が活躍する場づくり助成金の交付

(2) ニュースポーツ用具の貸出・インストラクターの派遣

(3) ニュースポーツ体験会の開催

今回は、(1)、(2)の実施内容を紹介します。

(3)「ニュースポーツ体験会の開催」については、詳細が決まり次第、別途お知らせします。

この事業により、地域活動への参加を希望する高齢者を具体の活動に結びつけるとともに、高齢者が参加できる場や居場所の確保に向けた環境整備を推進します。また、高齢者のつながりを広げ、地域活性化や地域づくりにつなげていきます。

高齢者が活躍する場づくり助成金の交付

地域で活躍する高齢者を増やし、地域の課題解決や地域活性化等に向けて高齢者が活躍できる場を創出・拡大するため、地域活動に取り組み人材の養成や活躍の場づくり資する活動を実施している団体に対して活動費用を助成します。

(1) 助成対象事業

高齢者が主体となつて行う活動又は高齢者を対象として実施する活動で、これから新たに実施する次の活動

- ア 人材発掘・養成に係る活動
- イ 地域の課題解決や地域活性化に資する活動
- ウ イについては、本会職員及び事業の実施内容に応じたアドバイザーによる事業検討会を開催し協働で進める活動として「協働枠」を別に設けます。

(2) 助成対象団体

次の全ての要件を満たす団体

- ア 活動目的等を定めた規約又は会則を有し、事業計画や会計収支が明確であること(法人格の有無は問わない)
- イ 県内に活動基盤を有すること
- ウ 継続的な活動が行われる見込みがあること

(3) 助成限度額

- ア 人材発掘・養成に係る活動 10万円
- イ 地域の課題解決や地域活性化に資する活動 20万円
- ウ 地域の課題解決や地域活性化に資する活動(協働枠) 50万円

(4) 募集期間

令和2年11月2日(月)から
11月27日(金)まで



(5) その他

詳細は、本会ウェブサイトに掲載している募集要項をご確認ください。

ニユースポーツ用具の貸出・インストラクターの派遣

本会が所有するニユースポーツ用具の貸出を行っています。ニユースポーツとは、年齢や体力に関係なく気軽に楽しめるよう新しく考案された、技術やルールが比較的簡単な軽スポーツです。

初心者を対象とする行事などの場合は、用具の貸出と併せてインストラクターの派遣も行っていますので、ぜひご利用ください。

(1) 用具を貸出する種目

- ◎ シャフルボード
- ◎ ニチレクボール
- ◎ ペタンク
- ◎ ターゲットバードゴルフ
- ◎ ミニテニス
- ◎ ユニカール
- ◎ ディスクゴルフ
- ◎ スマイルボウリング
- ◎ グラウンド・ゴルフ

(2) 貸出の対象

秋田県内で活動する高齢者の団体・グループ・サークル

※高齢者以外の団体等が高齢者を参加対象とする行事を行う場合は対象となります。

(3) 貸出期間

2週間以内

(4) 貸出料金

無料

※貸出に当たって送料を必要とする場合は、貸出を受ける団体等が負担するようにお願いします。

(5) 貸出の申込み

用具の貸出を希望する団体等は貸出申込書を提出してください。

貸出申込書は、本会のウェブサイトからダウンロードできます。

インストラクターの派遣も、貸出申込書により、用具の貸出と併せてお申し込みいただけます。

問合せ、申請書類等提出先

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5
社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
地域福祉・生きがい振興部
TEL (018) 864-2714
FAX (018) 864-2742
E-mail chiki@akitakenshakyō.or.jp

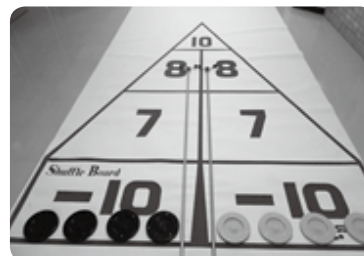
【貸出用具と貸出可能セット数】



ペタンク (10 セット)



ニチレクボール (10 セット)



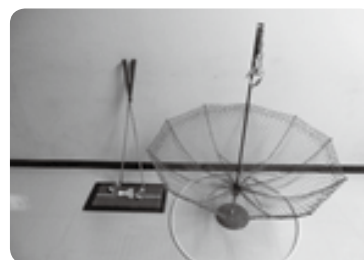
シャフルボード (3 セット)



ユニカール (1 セット)



ミニテニス (5 セット)



ターゲットバードゴルフ (9 ホール)



グラウンド・ゴルフ (16 ホール)



スマイルボウリング (5 セット)



ディスクゴルフ (5 セット)



NEW

サービス継続のため オール秋田で支え合いましょう

高齢者・障害者施設等への緊急時の応援に係る
コーディネート機能確保事業について

秋田県では、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、「緊急時の応援に係るコーディネート機能確保事業」を実施することとなりました。この事業は、高齢者・障害者施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、職員体制の維持など施設運営が困難になることを想定し、施設間の相互応援体制を確保するためのものです。そのコーディネート業務を本会が受託しました。

感染者が発生した施設に対しては原則として同一法人内の他施設が応援を行い、それに伴い職員が不足する施設の運営を他法人の職員が応援する体制を構築することとして、そのコーディネートを行っていきます。

具体的には、事前に各施設から応援可能な職員数等を登録していただきます。応援を必要とする施設から要請を受けた場合には、本会が、施設種別や地域の状況などに配慮しながら応援職員の派遣が可能な施設との間で期間や業務内容等を調整し、

調整がつき次第、職員を派遣する施設に対して依頼を行います。

応援施設の登録については、県内の社会福祉施設に呼びかけており、現在も随時受け付けています。

また、本会のホームページには、本事業の実施要領、応援可能施設等登録票、Q & Aを掲載していますので、是非ご覧ください。

県内の社会福祉施設等が丸となりこの難局を乗り越えるため、応援可能施設等の登録と職員の派遣に特段のご理解とご協力をお願いいたします。

○9月末現在の登録状況

登録施設数 136施設

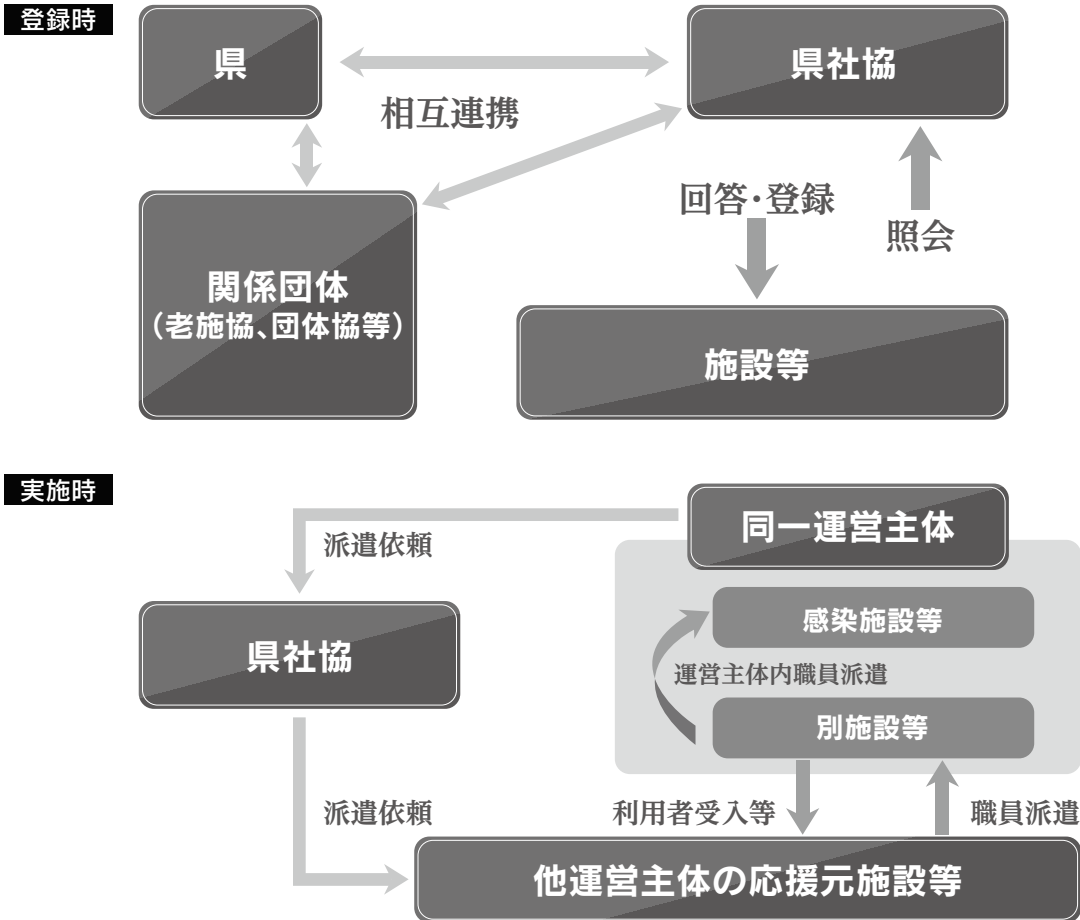
派遣可能人数 355人

問合せ先

施設振興・人材・研修部
施設経営振興担当

TEL(018) 864-2728
FAX(018) 864-2877

緊急時の応援に係るコーディネート機能確保事業のイメージ



研修事業における新型コロナウイルス感染症予防対策

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、特に住民や利用者と直接接する機会が多い福祉関係機関・団体、福祉施設・事業所等においては、徹底した感染予防対策が求められています。

本会では、研修の実施に当たり、受講希望者の研修機会の確保と安全安心の両立を図るため、次のとおり感染予防対策を講じています。

1 研修の実施方法

受講者の所属、研修内容、講師の対応可否の状況を勘案し、可能な限り受講者が対面研修とオンライン研修を選択できるようにしています。

2 研修会場における配慮

研修会場では、次の点に留意しています。

- ① 受講者数の設定（会場の収容定員の半数程度）
- ② 講師と受講者及び受講者同士の間隔の確保（2m程度）
- ③ 資料等の配付時の工夫（手渡し回避）
- ④ 会場の換気（ドアや窓の定期的な開放）
- ⑤ 演習実施時の工夫（対面の回避、必要に応じたアクリル板の設置）

⑥ 他者と共有する物品や手が触れる場所の消毒

3 受付での対応

受付では密集しないよう誘導するとともに、次の3点について協力を求めています。

- ① マスクの着用
- ② 手指消毒
- ③ 非接触型体温計による検温及び健康チェックシートの提出（受講者の所属に応じて）

4 受講者への事前周知

研修前に、次の3点をお伝えしています。

- ① 受講時のマスク着用と手洗いや手指消毒を推奨していること。
- ② 37.5度以上の発熱、咳やのどの痛みなどがある場合、家族や知人に感染の疑いがある人がある場合、受講しないこと。
- ③ 必要に応じて、受講者の氏名及び連絡先を、保健所等行政機関に提供する場合があること。

万が一、受講中に感染が疑われる症状を発症した方が出た場合には、**①** 症状がある方を退室させ、**②** あきた新型コロナウイルス受診相談センターへの連絡と医療機関での受診を促し、**③** 研修会場を換気し消毒します。

緊急小口資金等の特例貸付

12月末まで受付期間延長

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により一時的又は継続的に収入が減少した世帯を対象に、緊急小口資金と総合支援資金において、従来の取扱いを拡大する特例貸付を行っています。

特例貸付の受付期間は、本年12月未まで延長されていますので、申

請をお考えの方は、お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

問合せ先

地域福祉・生きがい振興部
地域福祉・生活相談支援担当
TEL(018) 864-2713

	緊急小口資金	総合支援資金
貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20万円以内 その他の場合 10万円以内	二人以上の世帯 月20万円以内 単身世帯 月15万円以内
貸付期間	一括(1回)	原則3月以内
据置期間	1年以内	1年以内
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子
申請窓口	市町村社会福祉協議会	

※この特例貸付は、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとなっています。

【特例貸付の貸付決定状況】

(令和2年10月23日現在)

	件数	金額
緊急小口資金	1,392件	219,400千円
総合支援資金	199件	93,642千円

秋田県福祉施設経営指導センター

「会計・法律・社会保険労務相談に応じます」

秋田県福祉施設経営指導センターでは、社会福祉施設の適正かつ安定的な運営と利用者処遇の向上を図るため、常勤相談員が情報提供等を行う一般相談を随時受け付けています。また、専門相談員による会計・法律・社会保険労務の各相談を月1回、無料で行っています。

会計・法律・社会保険労務に関する疑問に思っていることや心配なことがありましたら、専門相談を活用してみませんか。なお、相談内容については、守秘義務を徹底しています。

相談体制

【一般相談】常勤相談員が対応

〔月曜～金曜〕

午前9時から午後5時まで

【専門相談】専門相談員が対応

・会計税務相談（公認会計士）

・法律相談（弁護士）

・社会保険労務相談（社会保険労務士）

○各相談・月1回

午前10時から正午まで

○相談日については毎月下旬に、翌月の専門相談日と相談員名を本会ホームページ「ニュース&トピックス欄」に掲載します。

○会場・県社会福祉会館相談室

利用方法

○相談者・ホームページで相談日を確認の上、「専門相談申込用紙」（ホームページに掲載）に必要事項を記入し、事務局にメール又はFAXでお申込みください。

○事務局・予約内容や相談時間の調整を行い、確定後、相談日時を相談者に連絡します。
○相談者・相談日時に県社会福祉会館相談室にお越しください。

問合せ先

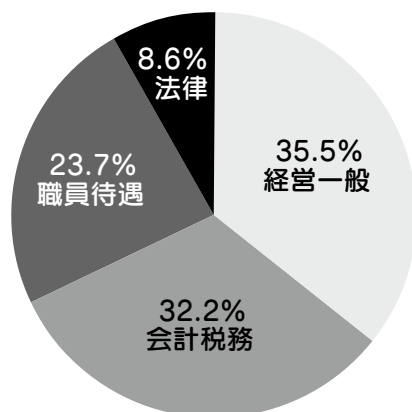
施設振興・人材・研修部
経営指導センター

TEL(018) 864-2707
FAX(018) 864-2877

【相談内容の動向】

○令和元年度の状況

〈相談内容の傾向〉



○主な内容

項目	内容
経営一般	経営・事業計画、役員・理事会、施設運営
会計税務	経理規程、予算・決算、契約、資産・会計、財務、税務
職員待遇	就業規則、給与規程、労働条件、職員採用、評価
法律	利用者サービス、規則・規程、記録、家族・実施機関との関係

- ・令和元年度の相談件数は93件(前年比+15件)でした。内訳は、「経営一般」が最も多く33件(35.5%)、次いで「会計税務」が30件(32.2%)、「職員待遇」が22件(23.7%)、「法律」が8件(8.6%)となっています。
- ・最近では働き方改革に関すること、新型コロナウイルス感染症に関することの相談が寄せられています。

職場体験事業のご案内

本会では、介護の仕事への就職希望者又は関心のある方で中学生以上の方を対象に、県内の介護施設・事業所での職場体験の参加者を募集しています。資格・経験は問わず、参加者の費用負担はありません。体験期間は、原則連続した3日以内となっています。

体験の内容は、利用者の介助や利用者との交流、レクリエーション及び行事の補助などで、介護職員等から介護業務についての話を聞くこともできます。

申込期限は令和3年2月末までで、3月末まで体験ができます。また、参加者の傷害保険加入の手続きは本会が行い、保険料は本会が負担します。

本年度上半期は、約90名の方に介護の職場を体験していただきました。参加者からは「将来、人と関わる仕事に就きたいと考えていたので、とても貴重な体験でした。いろいろな人とお話をして、とても有意義な時間を過ごすことができました。」との感想がありました。

また、初めて職場体験を受け入れた施設からは「参加者は、

積極的に利用者と話そうという目標を掲げ、自分なりに話題を考え、自然な雰囲気での利用者へ話しかけてくれました。利用者も、若い世代が介護に興味を持つことを知り、とても新鮮な様子でした。」との声がありました。また、利用者からは「元気を分けてもらった。」「若さをもらった。」という言葉が聞かれています。

介護の職場体験では、介護職員がどんな場所、どのように働いているのか体感することができ、職員の指導を受けながら、実際の仕事の流れを体験することができます。

また、体験予定者には、三密を避けた行動や手指消毒、手洗い、マスク着用等、徹底した感染予防策の励行をお願いし、受入れ施設の理解を得ています。

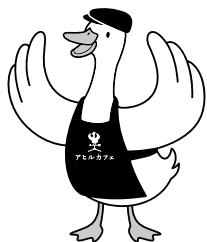
この機会に、皆さんも介護の魅力に触れてみませんか。申込みをお待ちしています。

問合せ先

施設振興・人材・研修部

TEL (018) 864-3161
FAX (018) 864-2877

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに



ライフステージの変化に

ちゃんと応える
医療保険 **EVER**

No.1

がん保険 医療保険 保有契約件数

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号
約4世帯に1世帯がアフラックの保険に加入
(詳細はホームページをご確認ください)

●契約年齢●
0歳～
満85歳まで

※ご契約内容により異なります。

心配な
「がん」の
備えに

NEW



NEW/

アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

ナカイ株式会社

☎0120-712-816 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック

秋田支社

〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50

シティビル秋田3階

Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AFツール-2020-0056-2005002 1月31日

職場紹介

リレー

No.30

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

『eスポーツで次のステージへ!!』
障がい者支援施設ほくと
広報委員会

秋田市北部の果樹園に囲まれた場所に「障がい者支援施設ほくと」があります。

ほくとでは生活介護・施設入所支援・短期入所・日中一時支援を展開しており、現在55名の方が利用しています。

当施設では「人権の尊重とノーマライゼーションの確立」を基本理念に掲げ、利用者様が安全で快適な生活をしていただけるよう、一人ひとりの状態を考慮した支援に努め、施設の自主性・独立性を発揮しながら心身の自立を目指すサービスを提供しています。

ほくとでは現在、「eスポーツ」に力を入れており、定期的な大会開催やYouTube生配信、eスポーツ委員会での話し合いを行っています。eスポーツは、認知機能・運動機能へのリハビリ効果も期待されており、障がいの有無、年齢、性別に関係なく楽しむことができるのが魅力です。

現在、主にプレイしているゲームは、格闘、パズル、レーシングで、利

用者様と職員で日々練習を積み重ねています。また、利用者様と職員がペアを組んで練習することで、新たなコミュニケーションが生まれるという効果も始めています。

このほか、ほくとでは四季折々の行事を開催しています。

特に、夏に開催される「ほくと祭り」は、竿燈の実演や「ほくとバーガー」の出店など、地域の方々を招き毎年大盛況です。また、今年の園芸活動は、丹精込めてひまわり畑を作りましたが、満開のひまわりは目にも心にも癒しとなりました。

利用者様の
独自活動として、有志で自治会「友交会」を立ち上げ、カラオケスナックやカフェを企画するなど様々なアイデアで毎日活気ある生活を送っています。



ひまわり畑の前で記念写真

当施設の職員は20〜30歳代が多く、とても活気のある施設です。年齢にとらわれず、いろいろな意見を交わしながら行事を企画し、それが利用者様の楽しみとなり、利用者様が笑顔で過ごせるように日々の支援に取り組んでいます。

今後は、eスポーツを県内のみならず全国の施設等に発信し、オンライン

大会が開催できればと考えています。施設に居ながらみんなでプレイや応援ができ、コロナ禍でも楽しめるのがeスポーツの強み！ぜひ、皆さんの施設でもeスポーツに挑戦してみませんか？

皆様の善意

【令和2年7月18日から
10月15日まで】

◎ご寄附◎

- ポーセラーツこまち 様 17,602円
- そごう西武労働組合秋田支部 様 16,370円
- 秋田銀行吹奏楽団 様 100,000円
- 匿名 様 40,200円
- 匿名 様 10,000円

◎物品預託◎

- 特定非営利活動法人 クロスワイズ 様
(オリジナル絵本) (合計43冊)
- 県内母子生活支援施設等9ヶ所へ



- 一般社団法人 生命保険協会秋田県協会 様
(福祉巡回車(軽自動車))
- 社会福祉法人 大館市社会福祉協議会へ
(ふれあい福祉募金(各10万円))

就労継続支援B型を実施する
5事業所へ



生命保険協会秋田県協会 様



秋田銀行吹奏楽団 様

◎災害遺児愛護基金事業への
ご寄附◎

- デイリーヤマザキ湯沢関口店 様 6,586円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

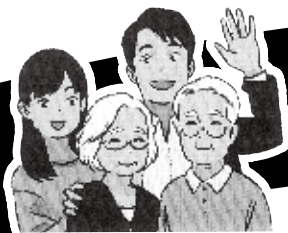
TEL(018) 864-2711

令和2年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために



ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間 1 年

▶ 保険金額		基本補償 (A型)	見舞費用付補償 (B型)
賠償事故に対応	身体賠償 (1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償 (1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額 (期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失 (期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償 (期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用 (期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用 (1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)		基本補償 (A型)
基本補償 (A型)	定 員	
	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
見舞費用付補償 (B型)	以降1名~10名増ごと	1,500円
	基本補償 (A型) 保険料	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

① 施設職員の労災上乗せ補償

- オプション: 使用者賠償責任補償

② 施設職員の傷害事故補償

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

④ 雇用慣行賠償補償 NEW



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間 1 年

▶ 保険金額	A タイプ	B タイプ	C タイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



運動期間 令和2年10月1日(木)～令和3年3月31日(水)

令和2年度秋田県キャッチコピー
赤い羽根 小さな協力 大きな力
(鹿角市立八幡平中学校 1年 木村 聖那さん)

**赤い羽根
小さな協力
大きな力**

令和2年度 赤い羽根共同募金運動キャッチコピー
最優秀賞 木村 聖那さん(鹿角市立八幡平中学校1年)

令和元年度募金活動の様子(鹿角市)

スマホからも募金できます。

赤い羽根共同募金
www.akaihane.or.jp

いつも赤い羽根共同募金運動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。県民の皆様のアたたかい思いやりに支えられ、第74回赤い羽根共同募金運動がスタートしました。

今年は新型コロナウイルス感染症拡大が募金活動にも影響を及ぼすことが懸念されますが、秋田県の地域福祉を推進するため、コロナ禍の中で最大限できることに取り組んでまいります。

皆様の協力が、地域を支える大きな力となりますよう、変わらぬご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年度秋田県募金目標額
193,708,724 円

【助成計画の概要】

- あなたの町の社会福祉協議会の活動に **45.8%**
- あなたの町の福祉団体やNPOの活動に **16.0%**
- あなたの町で運動を進めるための経費に **6.6%**
- 秋田県内の広域的・先駆的な福祉活動に **7.8%**
- 災害等準備金の積立や災害時の緊急配分金に ... **5.3%**
- 秋田県全体で運動を進めるための経費に **18.5%**

助成計画の詳細については、本会ホームページをご覧ください。

令和2年度共同募金運動啓発ポスター

赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン

赤い羽根共同募金による助成とは別に、新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に課題を抱える子どもや家族、高齢者等への支援活動を行う団体に対し助成を行っています。

応募申請等の手続きは、本会ホームページをご覧ください。

○対象事業 社会的に孤立することが懸念される子どもや家族、高齢者等を支援する活動

- ・子どもたちに食事を提供する食堂の運営
- ・ひとり親家庭、生活困窮者等への食料を届ける活動
- ・一人暮らし高齢者、障がい者等の見守りや買い物支援
- ・引きこもりや不登校などの子どもや若者の居場所づくり

○対象団体 地域で支援活動を展開している非営利団体

○対象経費

- ・食品や弁当の配送費、調理器具等の備品の購入費
- ・ボランティア行事保険料、会場賃借料や会場の光熱水費など

○助成額 1団体あたり上限 30 万円(複数回申請可能)

○対象期間 令和3年3月末日まで

**社会福祉法人
秋田県共同募金会**

TEL 018-864-2821

HP <http://www.akaihane-akita.or.jp/>

赤い羽根 あきた

検索